

業務仕様書

【照明設備維持サービス業務委託】

委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)とは、乙が提供するLED照明器具についての照明設備維持サービス業務委託に関する業務仕様書を、次のとおり定めるものとする。

1 本契約の一般的事項

(1) 業務内容について

- ① 別紙(提案使用器具と削減電力量一覧)の数量の既存照明をLEDに交換するものとする。
- ② 費用は、交換した照明の初期投資工事費と5年間の維持サービス業務を含むものとする。

(2) 契約方法について

- ① 別紙(提案使用器具と削減電力量一覧)の数量については、本契約の第一交渉権者を選定するために設定した暫定数量である。よって、第一交渉権者の決定後に、改めて現場調査の上、契約数量を確定するものとする。

(3) 照明器具について

- ① 提案しているLED照明の品番、仕様の分かるカタログ等を添付すること。(※1)
- ② LEDの色については、白色、昼白色、電球色に対応できることとし、現場調査後に確定する。
- ③ 明るさについては、現在の蛍光灯の消費電力に対応したLEDを提案することとし、現場調査後に確定する。
- ④ 一覧中に記載している低ノイズLEDの必要な個所については、CISPR規格に適合している旨の証明を添付すること。(※2)
- ⑤ 一覧中の24時間/日、365日点灯の器具については、長時間対応できる機種とし、その根拠を示すこと。(※3)
- ⑥ LEDは片側給電方式とし、安定器はバイパスすること。
- ⑦ 使用器具については、ISO9001・14001認定工場で生産されたものとし、証明書を添付すること。

【注】 ※1、※2、※3については、提案書Ⅲに記載すること。

(4) その他

- ① 完成図書の提出及び完了報告については、交換工事終了後、施工前後の画像・電流値・照度の報告書を提出すること。
- ② 本案件の見積に係る現場調査は、許可しないものとする。本院が提示した「入札説明書」、「業務仕様書(提案使用器具と削減電力量一覧を含む)」を基に、試算するものとする。

2 器具の賃貸

- (1) 乙は、甲に対し、別紙(提案使用器具と削減電力量一覧)記載のLED照明器具(以下、「本器具」という。)を別紙記載の場所(以下、「本件設置場所」という。)に設置して甲に貸し渡し、甲はこれを借り受ける。
- (2) 前項の設置に要する費用は、として、乙の負担とする。

3 メンテナンス

- (1) 乙は、本件器具が正常に作動するよう契約期間中、乙又は乙の指定する業者により、1年に1回、本件器具の保守点検を実施する。
- (2) 本件器具に不具合が生じ、甲がその旨を乙に通知した場合には、乙は、乙又は乙の指定する業者により、不具合の状況を確認のうえ、本件器具が正常に作動するよう故障修理(器具・部品の交換を含む。)

を実施する。

- (3) 本件器具の保守点検及び故障修理(以下、総称して「メンテナンス」という。)の実施は、乙又は乙の指定する業者に限られるものとし、甲は自ら本件器具を分解したり、第三者にメンテナンスを依頼したりしてはならない。

4 照明設備維持サービス業務委託費

- (1) 本件器具の賃貸及びメンテナンス(以下、これらを総称して「照明設備維持サービス業務」という。)の対価(以下、「照明設備維持サービス業務委託費」という。)は、「初期投資額(LED化初期費用)」と「照明設備維持サービス料」で構成されており、甲は、乙に対し、定められた金額(月額払い)を支払う。
- (2) 甲は乙に対し、毎月末日までに発生した債務(照明設備維持サービス業務委託費)を、翌々月の末日に支払うものとする。ただし、適法な支払請求書を甲が翌月5日までに受理した場合に限る。
- (3) 以下に該当する場合は、甲は、「照明設備維持サービス業務委託費」の他に乙の請求に基づいて、追加費用を負担するものとする。
 - ① 甲の要求により、通常のメンテナンス基準を超えて行ったメンテナンスに伴う費用
 - ② 甲の指示により、所定の営業時間外に行うこととなったメンテナンスに伴う費用
 - ③ 乙の指示に従わない使用方法又は甲の故意又は過失により生じた本件器具の不具合に係るメンテナンスに伴う費用
 - ④ その他通常のメンテナンスの範囲を超えており、甲の負担とすべき合理的理由が認められると乙が判断する事由に属する作業に伴う費用

5 照度の基準

本件照明設備維持サービス業務における照度は、JIS照度基準の70%以上とする。

6 本件器具の保管

- (1) 甲は、乙から賃借した本件器具を善良なる管理者の注意をもって使用し、保管する。
- (2) 甲は、事前の乙の承諾なく、本件の設置場所を変更しないものとし、また、本件器具を第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供してはならない。
- (3) 甲は、本件器具について、理由を問わず本件の造作に手を加えてはならない。

7 運用期間

本契約の運用期間は、平成30年11月1日から平成35(2023)年10月31日までの5年間とし、この運用期間が、上記4照明設備維持サービス業務委託費の支払対象期間となる。

8 契約期間

本契約の契約期間は、契約締結日から平成35(2023)年10月31日までとする。ただし、契約締結日から運用開始日までは、本委託業務の準備期間とし、上記4照明設備維持サービス業務委託費の支払対象期間とならない。

9 無償譲渡

本契約の期間満了後、平成35(2023)年11月1日において、甲は乙から賃借している本件器具の無償譲渡を受けることができる。

10 契約期間の延長

無償譲渡後の5年間まで、引き続き、別途、定める照明設備維持サービス料を支払うことにより、契約を延長することができる。

11 期間内解約

甲は、建物の取壊し、建替えなどの理由により、本件設置場所にて本件器具を使用することが不可能になる場合及び解体などによって消滅する場合は、残りの契約期間の初期投資工事費分の債務を支払うことで本契約を中途解約することができる。